

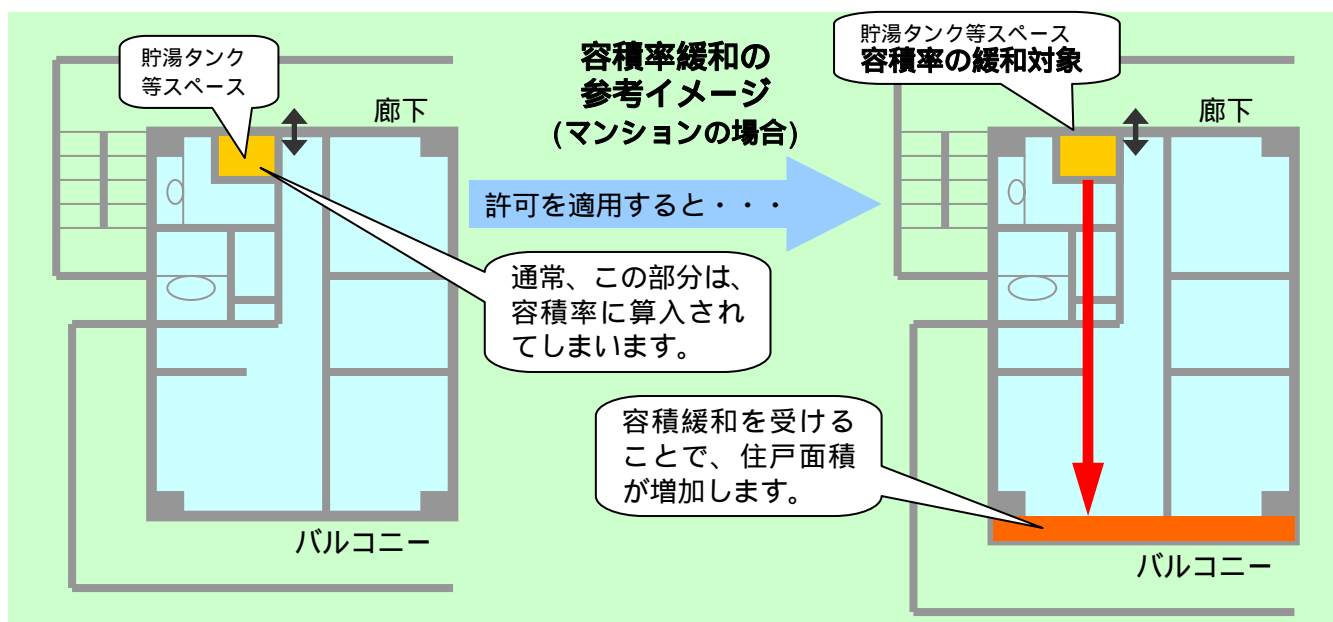
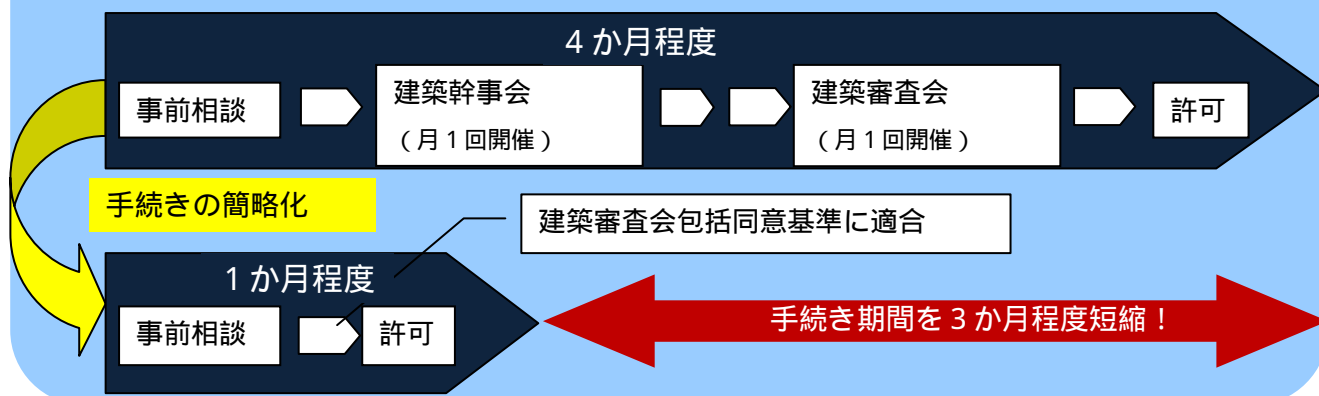
平成21年1月から運用スタート！

省エネ住宅応援の手続きをショートカット！

省エネ型給湯器スペースの容積ボーナスを短期間で許可します

横浜市では、温室効果ガス排出量の削減を目指すため、平成18年11月に「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、「10の重点行動」のひとつとして「住宅の省エネ化」を掲げ、具体的項目として住宅への「高効率給湯器」の導入を推奨しています。そのため、平成19年4月に、「建築基準法による容積率緩和制度」を活用し、「高効率給湯器」の貯湯タンク（お湯をためておくタンク）等に必要な部分の床面積を緩和する許可基準を制定し普及を図ってきました。

これまで適用実績がありませんでしたが、平成20年10月に第1号の許可を行ったのを機に、第三者機関である建築審査会の意見をもとに、「建築審査会包括同意基準」を定め、審査事項の定型化と手続きの簡素化・迅速化を図りました。当制度を利用しやすくすることで、住宅の省エネ化を促進し、温暖化対策のより一層の推進を図ります。



高効率給湯器とは？

自然冷媒を用いたヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器などを指します。空気の熱エネルギーや排熱等を有効に利用してお湯を沸かす仕組みで、電気式のヒートポンプでは、消費電力の3～6倍の熱エネルギーが取り出せるなど、大幅な省エネルギーが図れます。省エネに伴い、地球温暖化の主な原因とされている二酸化炭素（CO₂）排出量の削減につながる等、環境性能に優れています。



ヒートポンプユニット 貯湯ユニット

高効率給湯器の例

「建築基準法に基づく容積率緩和制度」と「建築審査会包括同意基準」

建築基準法第52条では、建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合を容積率と呼び、原則として都市計画で定められた数値以下でなければならないとしています。しかし、同条第14項第1号において、「機械室に類する部分の床面積が著しく大きい建築物で、特定行政庁（横浜市長）が許可したものの容積率は、その限度を超えることができる」旨規定されています。

許可の際には、第三者機関である建築審査会の同意が必要ですが、「建築審査会包括同意基準」を定めることで、個々の案件について既に建築審査会が同意したものとして許可することができます。

（建築審査会包括同意基準の概要）

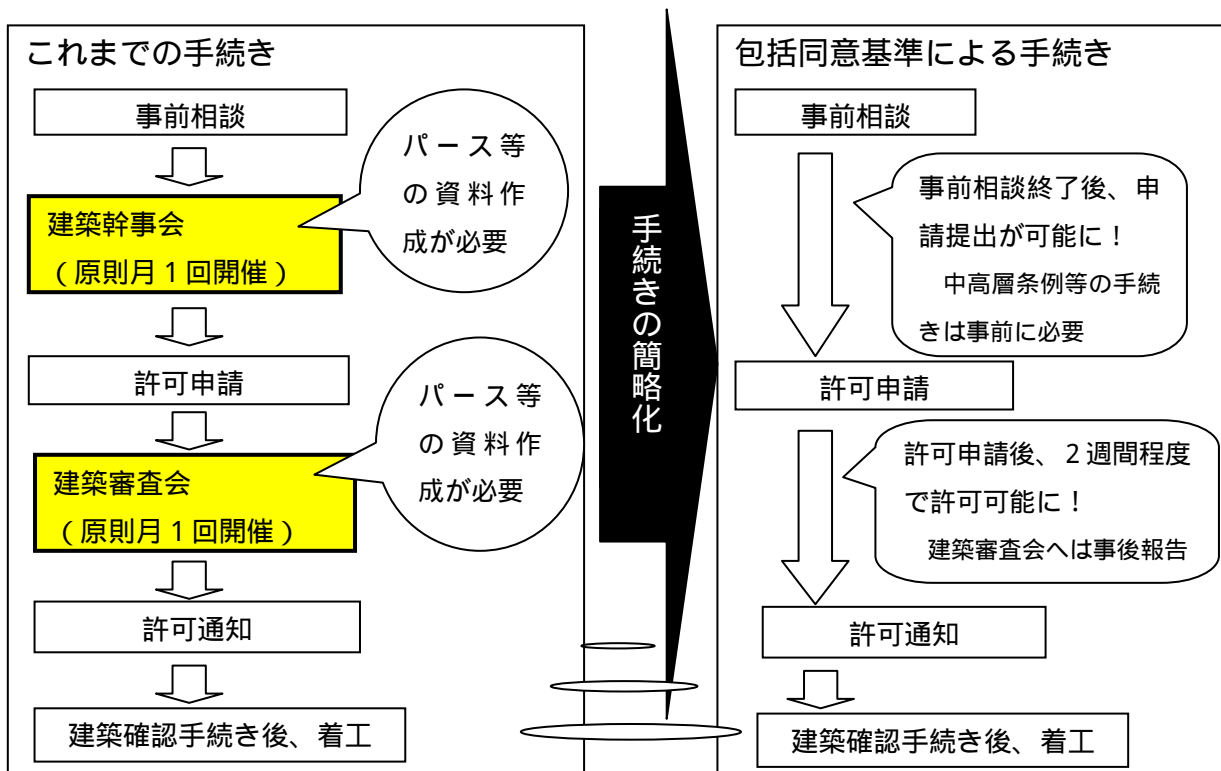
適用対象：住宅に設置される高効率給湯器で、環境負荷の低減等の観点から必要な設備

緩和限度：設備に必要な最小限の部分（一戸あたりの緩和対象面積の平均は1.2㎡未満）

転用防止：設備スペース、建築物の入口に容積率緩和を受けている旨を表示

詳細は建築環境課ホームページをご覧ください。

（<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/center/kankyo/shigaichi/52-14.html>）



具体的には、建築環境課（210-9920）までご相談ください。